

海上工事に関する特記仕様書

令和3年9月1日

目次

- 第1章 水路業務法（第1条―第3条）
- 第2章 警戒灯の設置（第4条―第9条）
- 第3章 サメに対する安全対策施設（第10条―第12条）

第1章 水路業務法

（目的）

第1条 海上工事に際し、水路業務法に基づく水路測量にかかる「許可申請」及び水路工事にかかる「通報」を適切に行うため、受注者が担当する業務を明確にするものである。

（水路工事）

第2条 受注者は、工事着手に先立ち、水路業務法第19条第1項に基づく**通報**をしなければならない。また、その結果を監督員に**報告**しなければならない。

水路業務法第19条1項

港湾の修築、その他海岸線に重大な変化を生ずる工事をする者は、その旨を海上保安庁長官に通報しなければならない。

（その他）

第3条 海上交通安全法に基づく許可申請等、別途、海上保安部署への必要な手続きについては、適切に行うこと。

第2章 警戒灯の設置

（点検簿）

第4条 受注者は、警戒灯点検者を定め、毎日没後1回以上警戒灯の点灯を確認し、その結果を警戒灯点検簿（別紙）に記録しなければならない。監督員が警戒灯点検簿の提出を求めた場合は、ただちに提出しなければならない。

（保管方法）

第5条 発注者と受注者は、あらかじめ、警戒灯の電池の交換時期、予備電池及び交換部品の保管等について協議を行うものとする。

（点検）

第6条 受注者は、適宜、以下の項目について点検を実施し、警戒灯を良好な状態に保つよう努めなければならない。台風、高潮、波浪警報、強い季節風等の異常気象による波浪を受けた直後やその他監督員から指示があった場合には点検を実施するものとする。

- （1）夜間点灯の状況（光度・点滅時間・視認性）
- （2）警戒灯本体の破損、消失の有無

- (3) 係留索等の摩耗等破損の有無
- (4) その他監督員の指示する事項

(応急措置)

第7条 受注者は、警戒灯の点灯に異常を発見したときは、電池等の交換、仮設点灯機材等の設置による応急措置をとらなければならない。緊急時を除き、あらかじめ監督員に意見を聴くものとする。警戒灯本体の破損又は消失を発見した場合は、直ちに監督員に報告し、監督員の指示に従うものとする。

(点検期間)

第8条 受注者が実施する警戒灯の点検期間は、工事請負契約の翌日から別途工事請負契約書に定める工事目的物の引渡しの日までとする。

(手続き)

第9条 海上工事については、工事の実施に先立ち、所管の海上保安庁に所要の手続きを行った後でなければ工事に着手してはならない。

第3章 サメに対する安全対策施設

(設置)

第10条 設計図書に基づき、サメに対する安全施設を適切に設置すること。

2 設置する安全施設については、あらかじめ監督員の承諾を受けること。

(管理)

第11条 前記安全施設は、潜水士の作業中常に良好な状態で目的を達する機能を保つよう、設置後十分な点検整備を行うこと。

(作業中の監視)

第12条 潜水士の作業中は、作業水域の常時監視を行うこと。

